

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600619号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600285号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を8万8,000円、同年12月10日の標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は8万8,000円、請求期間②は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600434号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600286号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を34万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を43万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

平成15年7月10日及び同年12月10日に賞与の支給があったものの標準賞与額の記録がない。預金通帳の写しを提出するので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は34万6,000円、請求期間②は43万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600528号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600287号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を10万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を12万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間の標準賞与額の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳並びに賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は10万7,000円、請求期間②は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社

会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600488 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600284 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から同年 11 月 20 日まで

A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているものの、同社については、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、請求者が記憶する同社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、同社に係る商業登記簿謄本についても確認することはできない。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録がないことから、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、請求者は、A 社の請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、同社における事業主、上司及び同僚について、姓のみの記憶しかないことから、これらの者を特定できず、同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。